

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 26 年 12 月 19 日・東京都規則第 170 号

1 概要

(1) 改正理由

本条例施行前に指定した地域冷暖房区域の指定又は取消しに係る暫定基準の適用期間を、エネルギー効率及び窒素酸化物濃度に係る改善計画書が提出された地域冷暖房区域において事業者が一定の対応を終えることができると認められる日まで延長する。

(2) 改正内容

暫定基準の適用期間の末日を「平成 27 年 3 月 31 日」から「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

3 問合せ先

東京都環境局都市エネルギー部都市エネルギー推進課

直通 03-5388-3488

内線 42-966